**～届書作成要領～**

１．作業届書

　　　占用物件等を民地、歩道や車道（国道内）を使用し作業を行う場合。

　　　（民地のみの作業は【別紙8】、交通規制を伴う作業は【別紙9】とする。）

２．道路占用届出書

占用物件を下のとおりの作業を行う場合。

**◎物件保守作業**

１）既存の占用物件等を点検する作業（計測等を含む）

２）保守（清掃）

３）バルブ開閉　　　　　等を指します。

**◎占用物件の軽易な変更**

1. 電線、支線の張替
2. 変圧器の補修、交換
3. 敷設済み管路内での入線、増線、入替、補修
4. マンホールの嵩高調整、蓋の取替、擦付直し
5. 電柱の建替　　　　　等を指します。

**◎緊急工事**

　　　　漏水、故障等に伴い緊急に管、継手等の取替を必要とする場合、掘削を行うこと、管種・構造の変更を伴う例が多いことから道路法第３２条の許可が、必要となります。

しかしながら、突発事故のため緊急に対応しなければならない状況において標準審査期間が

２～３週間要する許可後でなくては、作業出来ないとすることは適切では無いと言える。

そのため、度合いによっては、上記に準じた工事内容の届出（場合により口頭でも可）によ

り、先行的に工事の着手を認めるものである。

尚、道路法３２条の許可については、事後速やかに申請を行う必要がある。

ただし、この場合においても、占用物件の簡易な変更に該当するもの（例として、台風により電線が切断された場合の当該電線の張り替え等）は、事後の占用許可申請を要しない。

１）ガスの漏洩修理工事

２）水道、下水道の漏洩修理工事

３）電気、電話等の故障修理工事

４）民地内における漏洩、漏水、故障等で歩道の掘削を必要とする工事　　　等を指します。

　　◎試掘

　　　　新たな占用物件の設置にあたっては、既設占用物件の位置を確認の上、必要な離隔を取る必要があり、事前に重要な箇所の試掘をし、関係者間での協議を行い、占用許可申請添付図書に

　　　反映される事例が多い。

　　　　したがって、占用許可申請以前に設計が必要と認められる試掘については、届出により着手を認めるものである。

《届出書添付書類》（【別紙８】は1部、【別紙９】は2部提出。）

1. 申請用紙　２．位置図　３．平面図　４．横断図　５．現地写真

６．保安施設図　７．緊急時の連絡体制表

※【別紙８】でも、回答が必要な場合は、2部提出とする。